

(令和 7 年度群馬県高等学校等「情報 I」
オンライン学習サービス導入事業)

公募型プロポーザル実施要領

第1章 基本事項

1 事業名

令和7年度群馬県高等学校等「情報Ⅰ」オンライン学習サービス導入事業

2 目的

本件は、群馬県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、「情報Ⅰ」学習サービスを提供する事業者と連携・協力のもと、情報化社会における「情報Ⅰ」やその代替科目において、個に応じたプログラミング学習を行うことにより、情報活用能力を高めるとともに、問題解決能力を高めることを目的とする。

3 履行内容

「令和7年度県立高等学校等「情報Ⅰ」オンライン学習サービス導入事業仕様書」のとおり。

4 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

5 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

6 提案上限額

38,054,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この提案上限額は、本プロポーザルにおける企画提案書作成にあたり設けたものであり、この範囲内で積算するものとする。

なお、本プロポーザルの結果、優先交渉者となった事業者は、事業内容等を県と協議の上、再度見積りの提出が必要となる。

7 支払方法

支払いは契約初年度に1回支払う。

8 事務局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番地1
群馬県教育委員会事務局 高校教育課 教科指導係
電話 027-226-4645（ダイヤルイン）
電子メールアドレス kikoukou@pref.gunma.lg.jp

9 本プロポーザルにかかる関係書類は、県ホームページからダウンロードするものとする (<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/701623.html>)

10 スケジュール

日 時	内 容
令和 7 年 5 月 1 3 日 (火)	手続きの公告開始 (県報、県ホームページ)
令和 7 年 5 月 2 0 日 (火)	本プロポーザルに関する質問書の提出期限
令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)	本プロポーザルに関する質問書への回答
令和 7 年 6 月 1 3 日 (金)	参加申込書、企画提案書等の提出期限
令和 7 年 6 月 1 7 日 (火) ～令和 7 年 6 月 1 9 日 (木)	応募資格の確認及び応募者への結果の通知
令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)	審査会
令和 7 年 6 月 2 6 日 (木)	優先交渉者の決定、審査結果の通知
令和 7 年 7 月 1 日 (火)	契約締結

※県の都合により、スケジュールが変更される場合がある。

第 2 章 応募資格及び応募方法等に関する事項

1 応募資格

本実施要領の公告日において、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第 1 9 0 条の 2 の規定により、令和 7 年 5 月 1 5 日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年 6 月 5 日（木）午後 5 時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

2 応募方法

「1 応募資格」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記募集期間内に提出書類を作成の上、「第1章 基本事項」の「8 事務局」に示す電子メールアドレス宛に提出すること。

(1) 募集期間

令和7年5月13日（火）から令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 「（様式1） 参加申込書」
- ② 「（様式3） 企画提案書」
- ③ 「（様式4） 業務実施体制」
- ④ 「（様式5） 課税（免税）事業者届出書」

3 質問の受付及び回答

本事業に関して質問がある者は、下記受付期間内に「（様式2） 質問書」を作成の上、「第1章基本事項」の「8 事務局」に示す電子メールアドレス宛に提出すること。質問への回答は、令和7年5月27日（火）までに県ホームページに掲載する。

(1) 受付期間

令和7年5月13日（火）～令和7年5月20日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

「（様式2） 質問書」

第3章 審査に関する事項

1 業務運営審査委員会の設置

令和7年度群馬県高等学校等「情報I」オンライン学習サービス導入事業に係る公募型プロポーザルを適切に執行するため、業務運営審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 審査主体及び事務局

(1) 審査主体

本事業に関する審査は、委員会の委員により行う。

(2) 事務局

委員会の庶務等を執り行う事務局は、群馬県教育委員会事務局 高校教育課 教科指導係とする。

3 事業者選定方法

(1) 応募資格の確認による選定

- ・提出書類を基礎として、応募資格の確認を行う。
- ・応募資格の確認の結果、応募資格を有すると認められた提案事業者は、応募資格該当者として書面で通知する。
- ・応募資格の確認の結果、応募資格を有しないと判断された提案事業者には、理由を付して書面で通知する。

(2) 審査会による選定

- ・審査会では、応募書類に基づき審査し、最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉者に決定する。
- ・審査の結果は、審査会の翌日までに審査会参加者全員に文書で通知する。

4 その他

- (1) 提案書類提出等にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。また、提出物は返却しない。提出物の著作権は参加者に帰属する。
- (2) 本事業の成果品に関する著作権、利用権(開示権含む)その他の権利は、すべて群馬県に帰属する(提案者が本事業前に著作権を既に持つものは除く)。
- (3) 提出物は、群馬県情報公開条例(平成12年条例第83号)により取り扱う。
- (4) 本契約に関しては、仕様に沿って詳細事項を協議後、契約する。
- (5) 本県から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続き以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
- (6) 本県から企画提案書等の提出物に虚偽の記載等をした場合は、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領による指名停止措置を行うことがある。
- (7) その他実施要領に記載のない事項については、協議のうえ決定する。